長崎新聞 平成28年2月22日朝刊より転載

をなしてはならない」と制

「医師でなければ、

医師法第17条で

ないことになっています。 師以外の人が行ってはいけ 定してあり、医療行為は医

しかし、昨今の医療の高度

きたのです。

※新聞記事のレイアウトを一部変更しております。

ようになると聞きました。詳しく教えて ください。 質 問 】 看護師が医師の仕事をできる

19歳看護学生



療行為ができる看護師

医療行為のうち「実践的な

まず医師に状態を報告し、 行為ができるのです。 水があると判断した場合、 看護師が患者さんを診て脱 例を挙げると、今までは

ればなりませんでした。 医師が診察に赴き、その上 で点滴の実施を指示しなけ

理解力、思考力、判断力、 高度かつ専門的な知識・技

2015年10月1日から 護師法の一部が改正され、 護師の養成が必要となって そこで、保健師助産師看 能が特に必要とされる38行 ようになりました。 各行為に対し研修を受けた 看護師はその行為を行える 為」を特定行為として定め、

補助であって看護師が行う 診療の 医師の指示がなくても看護 うという条件の下であれば、 その手順書に沿って行

特定の医療行為を行える看

支えるには、

医師を補助し、

この制度により、

師です。これからの医療を

けられました。

研修制度」の受講が義務づ

特定行為に係る看護師の

て期待されているのが看護

そのキーパーソン、要とし

医療の重要性が増す中で、

る医師不足、さらにチーム 化・専門化、地域偏在によ

定められた「手順書」があ 特定行為にはあらかじめ を起こす可能性が高いと判 診察した医師が、今後脱水 護師が脱水と判断した時点 断すれば、 に出しておきます。その看 指示を研修を終えた看護師 滴を実施するように」との 書で「脱水症状があれば点 で医師に確認することなく これからは、患者さんを あらかじめ手順

10万人養成へ

とです。

多くの看護師の方々に受講 していただきたいと考えて することを目指しています る看護師を10万人以上養成 厚労省は特定行為ができ

(県医師会)

師が自身の判断でその特定 点滴が可能となり、 になるわけです。 期に治療が開始できるよう より早

受けなければならないので、 ることは大変ありがたいこ び、しかも特定行為ごとに さんがすぐに処置してくれ ても身近な所にいる看護師 ことです。患者さんにとっ 後の医療にはとても重要な が必要です。それでも、 資格を得るには多大な努力 れます。研修は長時間に及 定する研修指定機関で行 研修は厚生労働大臣が指 今

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。